

第5章 認証・認定制度への対応

本章では、各事業所が国際的な認定試験所として満たすべき基準である ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)あるいは OECD の GLP(Good Laboratory Practice:優良試験所業務基準)等の認定資格を取得し、国際試験所認定機構 (ILAC) などを中心とした各国認定試験所との相互承認を可能とする認定事業所としての整備状況を継続的に調査している。こうした国際的な認証・認定制度の取得は、国内における強制法規分野の試験評価を民間試験事業所に開放する動きに対して大変重要なものであり、その取得状況においてほとんど全ての法律において民間試験事業所が強制分野に進出することが可能となる前段階となる。実際に、相当の普及を見ている ISO 9001 や ISO 14001 認証の他、より技術的能力が問われる ISO/IEC 17025 試験所認定制度や GLP 認定制度、さらには各種強制法規による指定・認定・登録検査事業所としての資格登録は、各試験所能力の評価目安として社会的に重要なファクターとなっている。

今回の調査では前回の調査に引き続き任意分野、強制分野における認証・認定・指定・登録制度への試験事業所側の対応状況を調べ、前回調査と比較する。また、新たな調査項目として、エコアクション 21 に関する認証・登録状況についても調査することとした。さらに、前回 (H25) は認定取得状況のみ調査した GLP について、今回は具体的な認定項目について記述いただくことで、GLP 認定取得事業所の実態を調査とした。

5.1 試験事業所の認証・認定取得に関する顧客側の意識

設問 Q21①は、各試験事業所が提供する試験データの信頼性を支える各種の認証・認定・指定・登録制度について、それらを取得しているかどうかを顧客から質問を受けたことがあるかどうかを問うことで、顧客側の意識を知ることを目的とした。5.2.4 項で述べるように、各試験事業所が認証・認定の取得に踏み切るかどうかの決断に際して、こうした認定資格に対する顧客側の意識が重要なファクターとなっているからである。

今回の調査結果を図 5.1-1 に示すが、ISO 9001 認証については、顧客側の意識が高いことが理解できるが、ISO 14001 認証、ISO/IEC 17025 試験所認定システム、MLAP、環境省ダイオキシン請負調査受注資格、プライバシーマーク、GLP、エコアクション 21 に関しては、顧客側が認知していないか、あるいは認知していても分析事業所に取得を求めているケースが多いと推察される。特に、今回設問に入れたエコアクション 21 は、ISO 14001 認証と比べても顧客側の要求は低いと推察された。一方、土壤汚染対策法指定調査事業所の指定については、ISO 9001 認証に次いで顧客側の意識も高いと推察された。それは、発注する側が専門的な行政・地方自治体あるいは民間企業に限られるため、専門の試験機関であることの確認が求められていると推認される。

この結果を踏まえると、ISO/IEC 17025 や GLP 等を周知させるには、公益財団法人日本適合性認定協会 (以後「JAB」と称す。) や 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 等の認定機関の啓発が必要である他、試験所能力と費用対効果が見合うサポート体制を構築することが必要不可欠である。